

大田市一般廃棄物処理基本計画

(ごみ処理基本計画)

「もったいない」を合言葉に
みんなで築く循環型のまち

令和4年3月改訂

島根県大田市

目次

第1章	計画策定の考え方	1
1-1	計画策定（見直し）の目的	2
1-2	計画の位置づけ	2
1-3	計画の期間	3
1-4	計画対象廃棄物	3
第2章	ごみ処理の現状	5
2-1	ごみの分別、収集・運搬	6
2-2	ごみの排出量	8
2-3	ごみの性状	10
2-4	中間処理・最終処分	13
2-5	ごみ処理経費	21
第3章	ごみ処理の目標	23
3-1	基本目標	24
3-2	基本方針	24
3-3	数値目標	25
第4章	ごみ処理基本計画	27
4-1	計画の体系	28
4-2	重点施策	29
4-3	排出抑制の推進	31
4-4	再使用・再生利用の推進	32
4-5	ごみの適正処理	33
第5章	計画の進行管理	41
5-1	計画の推進体制	42
5-2	計画の進行管理	42

第1章 計画策定の考え方

第1章 計画策定の考え方

1-1 計画策定（見直し）の目的

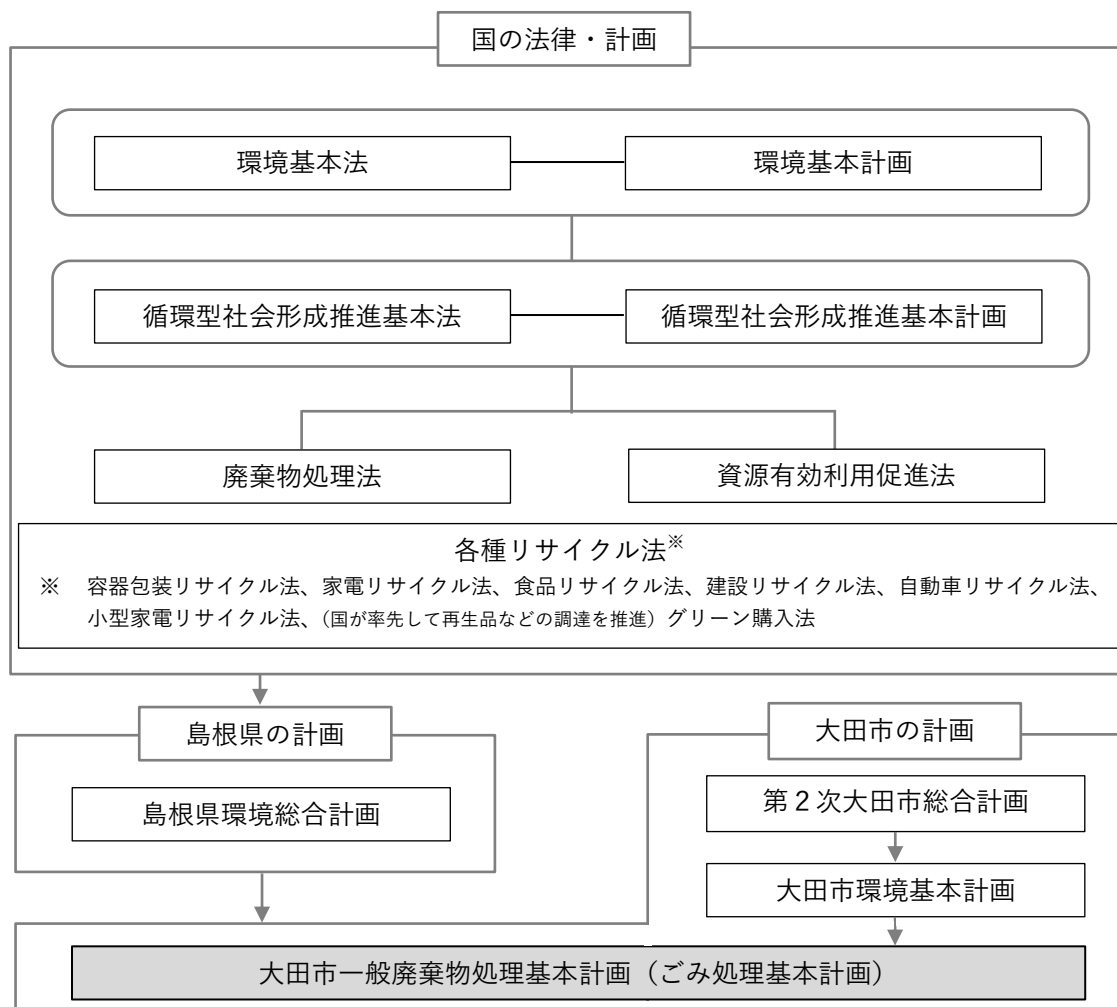
大田市（以下、「本市」という。）では、平成26年3月に「みんなで築く循環型のまち」を基本目標として「大田市一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）」を策定しました。

その後、平成27年10月から大田市不燃物処分場の供用を開始し、燃やせるごみの焼却処分の委託先を、出雲市から邑智郡総合事務組合に変更して令和4年度から新施設の供用を開始するなど、本市のごみ処理を取り巻く状況は大きく変化しています。

加えて計画策定から既に5年以上が経過しており、社会情勢の変化や更なる廃棄物の減量化、再資源化の推進、ごみの適正処理などが求められていることなどを考慮し、本計画の見直しを行うこととします。

1-2 計画の位置づけ

本計画は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、廃棄物処理法という。）」第6条第1項の規定に基づき、本市の一般廃棄物の適正な処理や減量化、再生利用の具体的な推進方策などを定めたもので、以下に示すような法体系の中に位置づけられています。



注：法律名は略称としています。

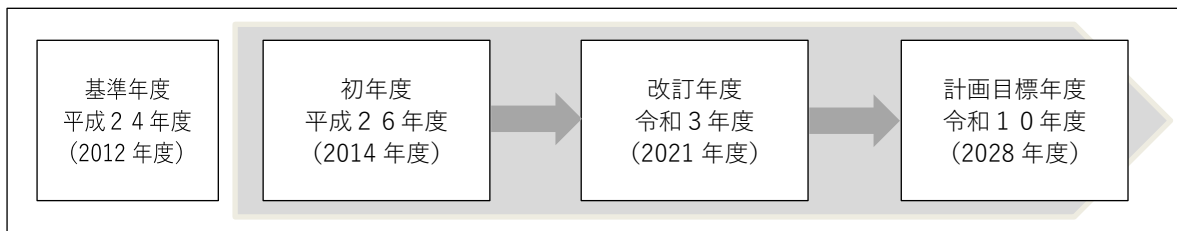
図1 本計画の位置づけ

1-3 計画の期間

「大田市一般廃棄物処理基本計画」は、平成26年度を初年度とし、令和10年度を目標年度とする15年間の計画です。

本計画は、令和4年度から燃やせるごみの焼却処分を邑智郡総合事務組合に委託するなど、状況の変化に対応しながら、引き続き令和10年度を目標年度として改訂するものとします。

また、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合は改めて見直しを行います。



1-4 計画対象廃棄物

本計画の対象となる廃棄物は、引き続き図2に示す「一般ごみ」とします。なお、本市による処理・処分が困難なものは表1に示し、処理の対象外とします。

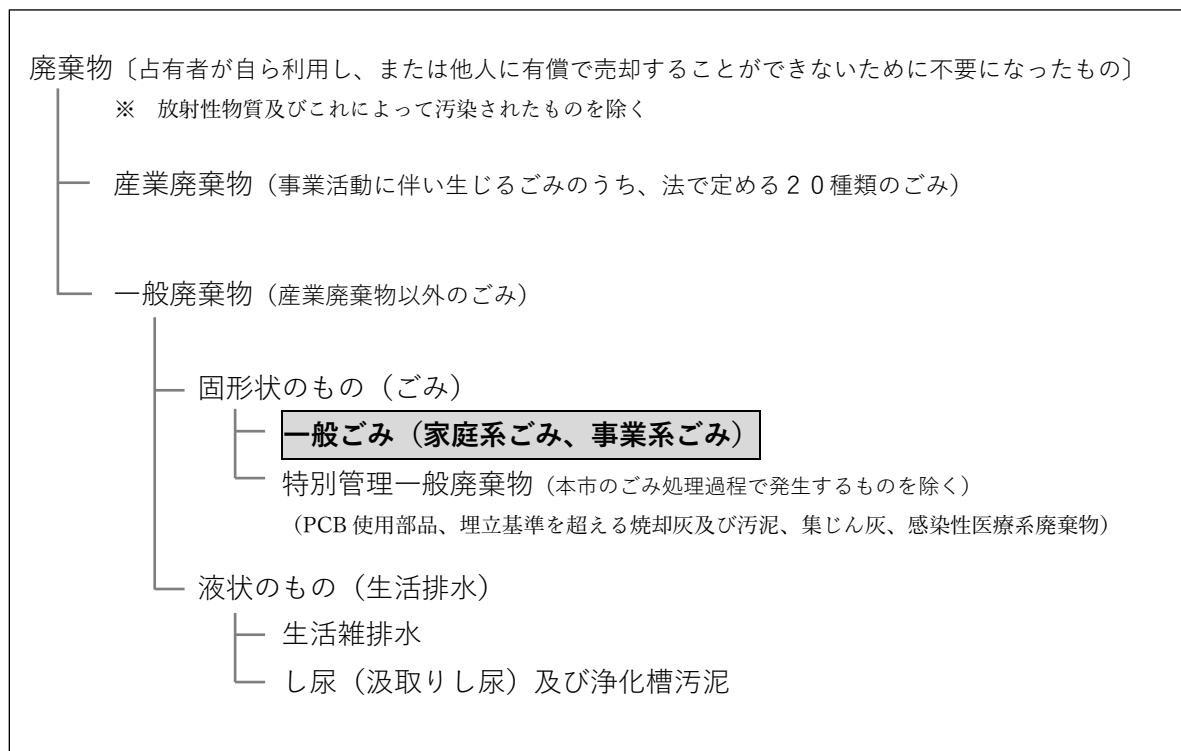


図2 対象廃棄物

表1 本市で処理対象外としているものの対応

区分	取り扱い
家電リサイクル法対象品目	テレビ（ブラウン管式、液晶式、プラズマ式）、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機については、販売店引き取りを原則とします。
パソコン	製造メーカー等による引き取りを原則とします。
その他市で指定する処理困難物	<p>下記の場合は、専門処理業者または販売店等による引き取りとします。</p> <p>2 m × 1 m × 1 m を超える大きなもの、大型電気製品（家電リサイクル法対象品目以外のもの。コンプレッサー、モーター類を含む）、スプリングマットレス、タイヤ、ボイラー、耐火金庫、その他これらに準ずるもの</p>

第2章 ごみ処理の現状

第2章 ごみ処理の現状

2-1 ごみの分別、収集・運搬

1) ごみの分別

本市では、家庭から排出されるごみ（以下、「家庭系ごみ」という。）の分別区分は、大きく分けて「資源物」、「燃やせるごみ」、「不燃物」に分けています。

事業活動に伴って発生した産業廃棄物以外のごみ（以下、「事業系ごみ」という。）の分別区分は、家庭系ごみに準拠した分別となっています。

表2 ごみの分別区分

分別区分		主な品目
資源物	Aグループ	アルミ缶・スチール缶、廃乾電池、水銀体温計
	Bグループ	ガラス瓶（茶色、無色透明、その他）、ペットボトル
	Cグループ	紙パック、ダンボール、新聞・折り込み広告、その他の紙類、古布・衣類
	プラスチック製容器包装	ボトル類、カップ・パック類、チューブ類、袋類、その他（外装フィルム、発泡スチロール等）
燃やせるごみ		台所ごみ、紙類、布類・衣類・皮革・草木、やわらかいプラスチック、ビニール、ゴム類など
不燃物	不燃ごみ	陶器類、金属類、かたいプラスチック、金属類を含む皮革など
	粗大ごみ	不燃ごみで指定袋に入らないもの （自転車、椅子、戸棚など2m×1m×1mを超えないもの）

2) 収集・運搬体制

指定袋に入れて家庭から排出される燃やせるごみは、本市が直営で収集しています。燃やせるごみ以外は民間に委託し、収集しています。

事業系ごみは、事業者が自ら処理施設に搬入するか、本市の許可した収集運搬業者に委託して処理施設に搬入しています。なお、事業系の燃やせるごみで指定袋に入れて所定の場所に排出されたものは本市で収集を行っています。

表3 収集・運搬体制

分別区分		収集頻度	形態	収集方式	排出方法
資源物	Aグループ	月1回	委託	集積所	集積所にある指定網袋、コンテナへ分別して排出 ひもで縛って排出（その他紙は紙袋にまとめて入れてひもで縛って排出可） 指定袋に入れて排出
	Bグループ	月1回			
	Cグループ	月1回			
	プラスチック製容器包装	月2回			
燃やせるごみ		週2回	直営		指定袋に入れて排出
不燃物	不燃ごみ	月2回	委託		指定袋に入れて排出
	粗大ごみ	年2回			家庭不燃粗大ごみ処理券を貼って排出

本市では、平成18（2006）年度から燃やせるごみと家庭不燃ごみの指定袋制度を導入しました。あわせて、家庭から排出される不燃粗大ごみの収集も開始しました。また、平成23年度からプラスチック製容器包装（以下、「プラ容器」という。）の市内全域での収集を開始しました。指定袋等の種類及び価格は表4に示すとおりです。

表4 指定袋等の種類及び価格

（令和元年10月～）

種 類		販売価格（税込）	
プラスチック製容器包装	家庭用 （透明・赤字）	（大）45L	220円/10枚
		（中）30L	160円/10枚
燃やせるごみ	家庭用 （黄色・黒字）	（大）45L	520円/10枚
		（中）30L	310円/10枚
		（小）20L	260円/10枚
	事業所用 （緑色・赤字）	（大）45L	1,050円/10枚
不燃ごみ	家庭用 （白色・青字）	（大）45L	520円/10枚
		（中）30L	310円/10枚
		（小）20L	260円/10枚
家庭不燃粗大ゴミ処理券（白色・青字ステッカー）			524円/1枚

また、次の場合は、本市の施設に搬入するか本市の許可した収集運搬業者に委託することになっています。

- ① 燃やせるごみ、家庭不燃ごみにおいて、指定袋に入らないもの
- ② 一時多量にごみを出す場合（指定袋で5袋を超えるもの）
- ③ 事業系不燃ごみ

本市の処理施設に自己搬入する場合の処理手数料は、表5に示すとおりです。

表5 処理手数料（自己搬入の場合）

（令和元年10月～）

種 類		処理手数料（税込）
燃やせるごみ	家庭系ごみ	52円/10kg
	事業系ごみ	105円/10kg
不燃ごみ	家庭系ごみ	52円/10kg
	事業系ごみ	367円/10kg

※資源物（A、B、Cグループ）の直接搬入にかかる手数料は無料

※プラ容器は指定袋に入れて持ち込み

2-2 ごみの排出量

本市から排出されるごみ量は概ね微減で推移し、令和2年度は9,624 tでした。内訳は、燃やせるごみ7,474 t、不燃・粗大ごみ1,265 t、資源物885 tでした。

また、環境省の一般廃棄物処理実態調査によると、令和元年度の1人1日当たりのごみ排出量は、大田市は799 gで、全国平均(918 g)、島根県平均(955 g)と比較すると少ない状況にあります。

表6 ごみ排出量の推移

(単位：t)

年度		H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
燃やせる ごみ	収集	5,634	5,662	5,688	5,688	5,601	5,683	5,466	5,498	5,249
	直接搬入	2,372	2,398	2,369	2,236	2,274	2,262	2,297	2,261	2,225
	小計	8,006	8,055	8,057	7,924	7,875	7,945	7,763	7,750	7,474
不燃ごみ 粗大ごみ	収集	631	551	494	485	465	444	493	427	435
	直接搬入	715	591	597	521	841	541	1,067	965	830
	小計	1,346	1,142	1,091	1,006	1,306	985	1,560	1,392	1,265
資源物	収集	1,297	1,201	1,118	1,159	1,132	1,089	1,036	918	860
	直接搬入	22	20	20	28	27	27	24	22	25
	小計	1,319	1,221	1,138	1,187	1,159	1,116	1,060	940	885
合 計		10,671	10,418	10,286	10,117	10,340	10,046	10,383	10,082	9,624

※火災廃棄物、平成30年度は4月に発生した「島根県西部地震」による災害廃棄物を含んだ値

(出典：大田市主要施策の成果)

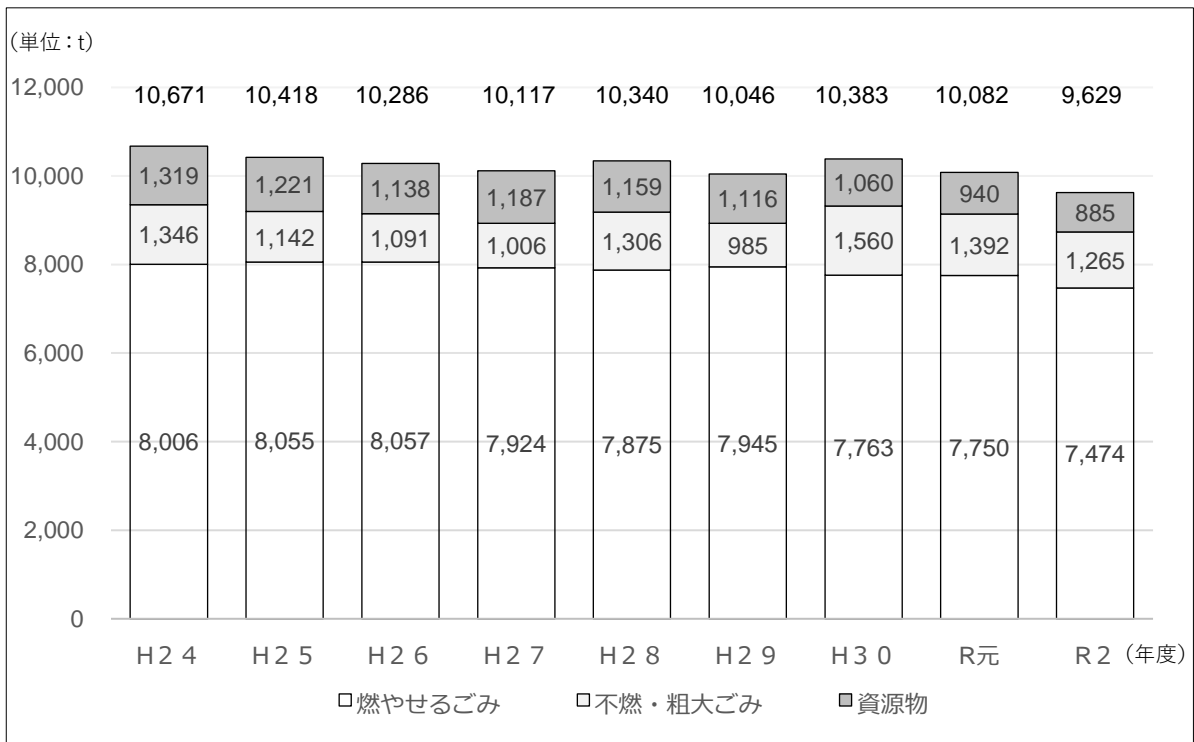


図3 ごみ排出量の推移

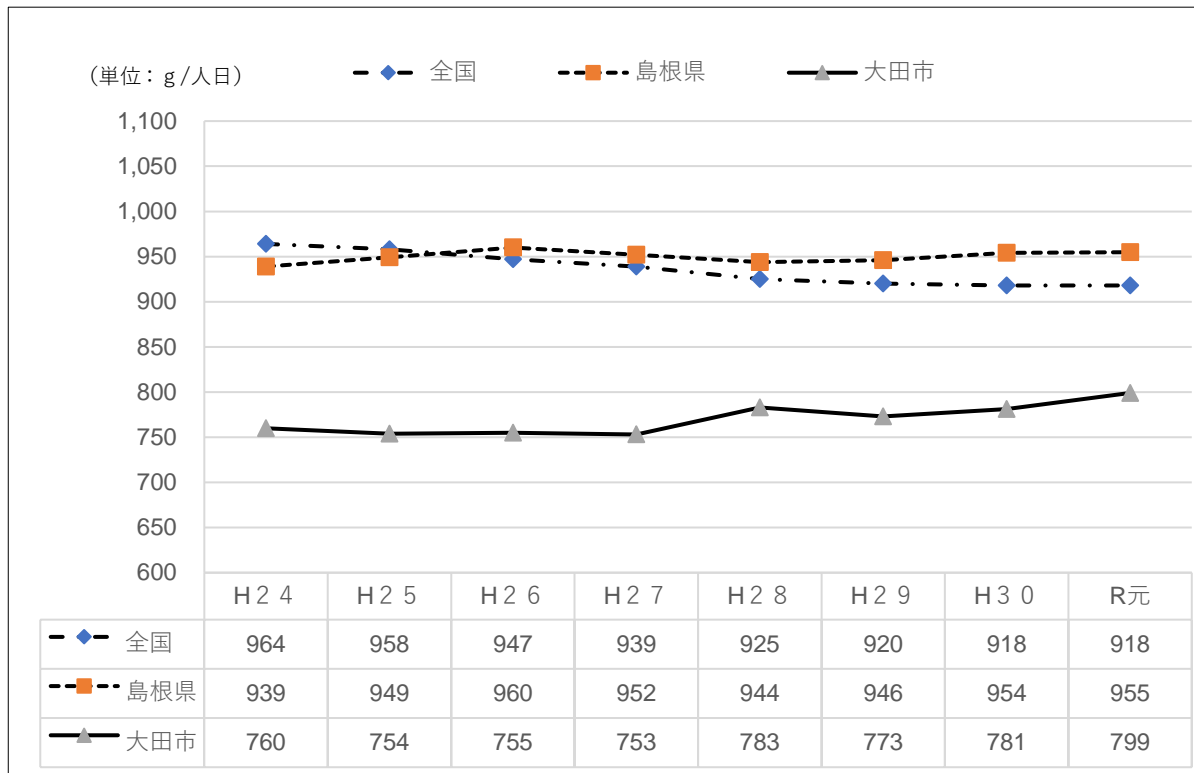


図4 1人1日当たりのごみ排出量の推移 (出典：環境省一般廃棄物処理実態調査)

2-3 ごみの性状

1) 燃やせるごみの性状

市内で排出される燃やせるごみは、厚生省通知（昭和52年11月4日付環整第95号別紙2のごみ質分析方法）による令和2年度のごみ質検査の結果、「紙・布類」が42%と最も多く、次いで「ビニール・皮革・ゴム・合成樹脂」が36%、「ちゅう芥類」が11%となっています。

表7 令和2年度 燃やせるごみの性状

ごみの性状		5月14日	8月3日	11月9日	2月15日	令和2年度 (平均値)
ごみの 種類 組成	紙・布類	33	39	52	42	42 %
	ビニール・皮革・ゴム・合成樹脂	41	34	33	37	36 %
	木・竹・わら類	8	6	6	13	8 %
	ちゅう芥類	13	18	7	6	11 %
	不燃物類	1	1	1	1	1 %
	その他	4	2	1	1	2 %
合 計 (%)						100 %

※ごみ質検査の結果は、年間4回実施した平均値（厚生省環境衛生局発行 環整第95号別紙2準拠による分析方法）

※検査対象は、破碎・梱包後のバール中から採取し、採取日の平均的なバール重量の物から採取を行った

※ごみの種類組成は重量比とする

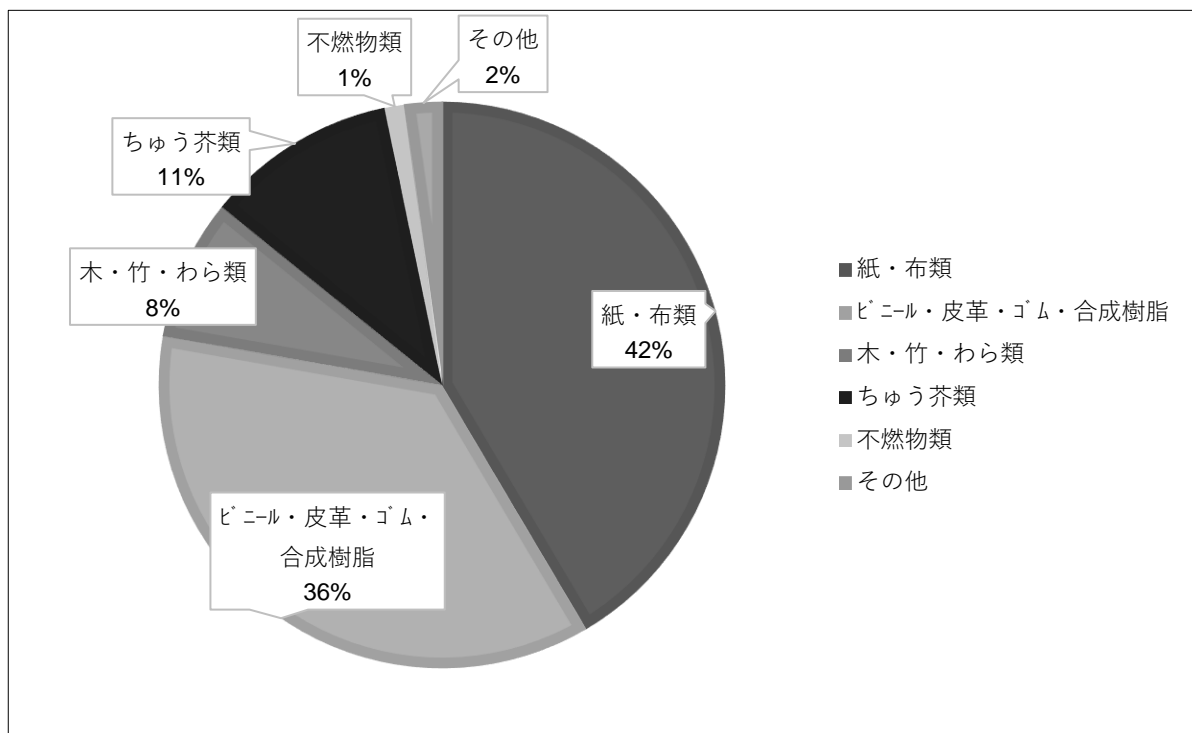


図5 令和2年度 燃やせるごみの性状

平成25年度以降の厚生省通知によるごみ質検査の結果を見てみると、「紙・布類」の割合と、「ビニール・皮革・ゴム・合成樹脂」の割合が多くなっています。また排出されたごみ1立方メートル当たりの重さを示す単位容積重量が減少していることから、ビニール、合成樹脂などの軽いごみの割合が増加していることがわかります。

近年排出されている燃やせるごみには、紙類やビニール、合成樹脂など、リサイクル可能な資源物がまだ多く含まれていることから、資源物の分別の徹底がごみの減量化に効果的であると考えられます。

表8 年度別燃やせるごみの性状

ごみの性状	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	
ごみの種類組成	紙、布類	59	52	34	34	23	31	43	42
	ビニール、皮革、 ゴム、合成樹脂	26	26	36	41	39	30	36	36
	木、竹、わら類	4	6	10	10	13	10	6	8
	ちゅう芥類	7	8	13	9	14	20	9	11
	不燃物類	0	1	0	0	2	2	2	1
	その他	4	7	7	6	9	7	4	2
合計 (%)	100	100	100	100	100	100	100	100	
単位容積重量 (kg/m ³)	213.5	283.0	252.5	269.3	143.0	126.5	131.5	134.0	

※ごみ質検査の結果は、年間4回実施した平均値（厚生省環境衛生局発行 環整第95号別紙2準拠による分析方法）

※検査対象は、破碎・梱包後のバール中から採取し、採取日の平均的なバール重量の物から採取を行った

※ごみの種類組成は重量比とする

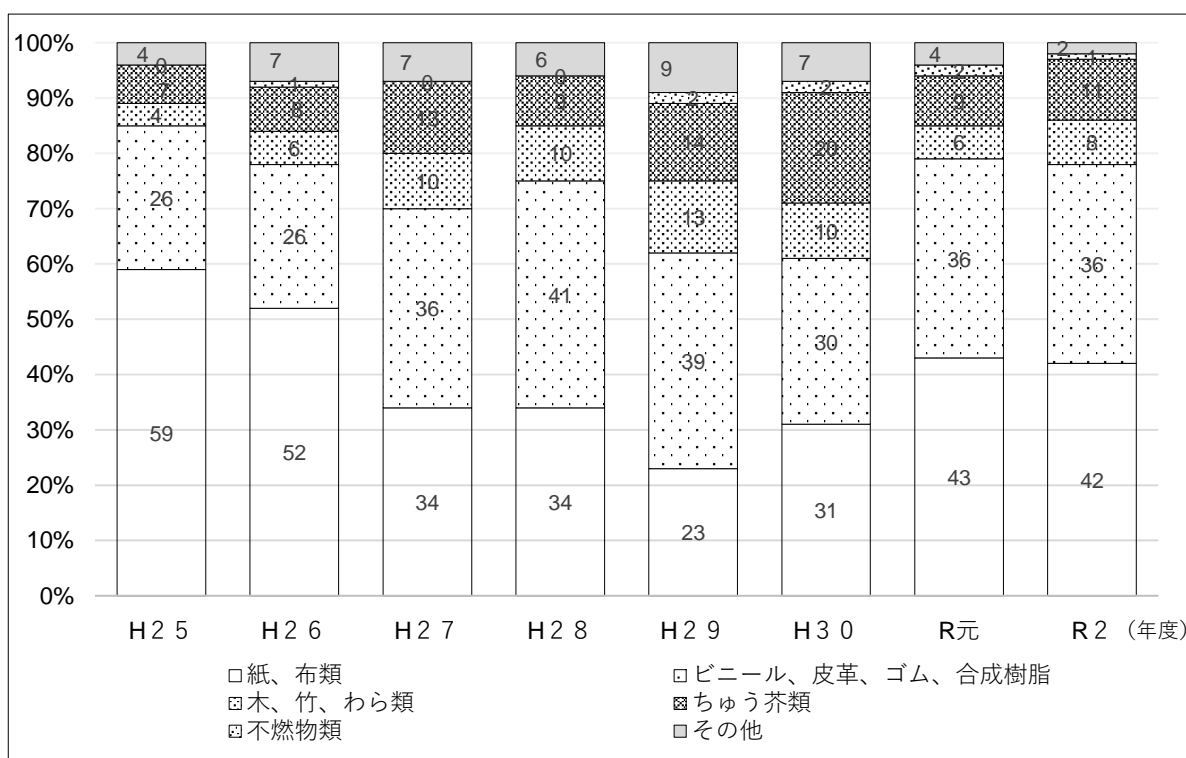


図6 年度別燃やせるごみの組成割合

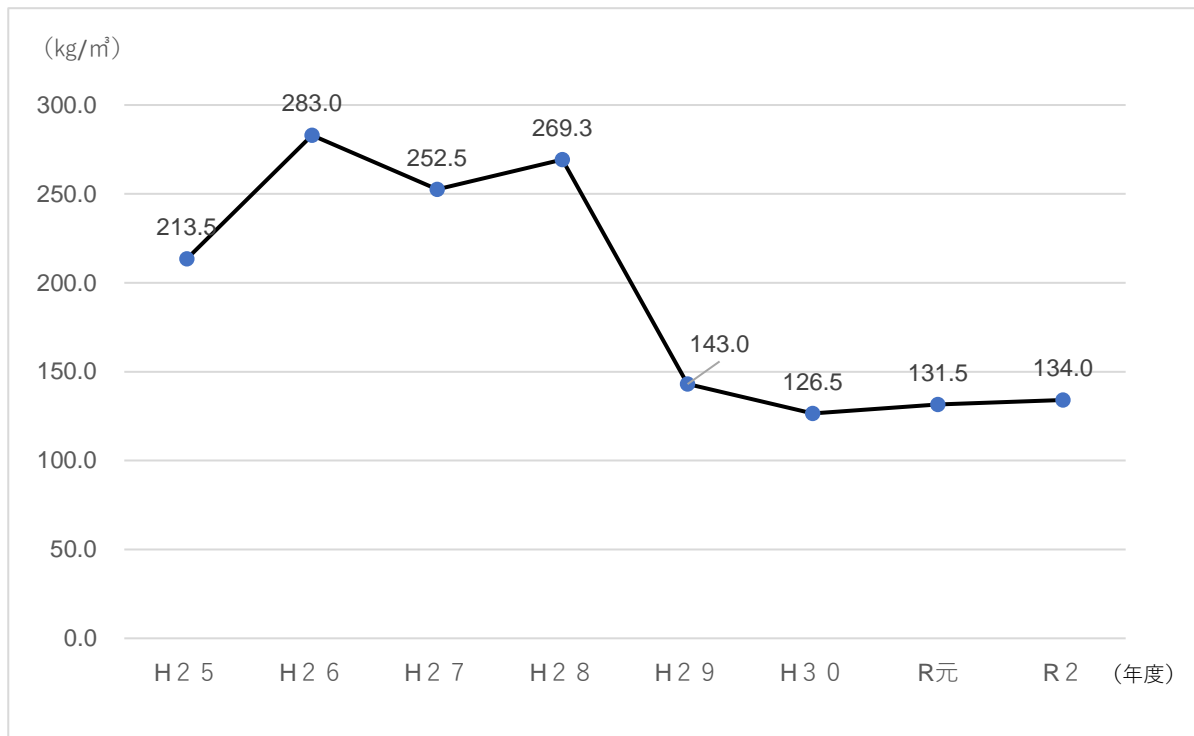


図7 ごみの単位容積重量

2) 不燃ごみ、事業系ごみ

不燃ごみ、事業系ごみについては性状の調査を行っていませんが、中間処理の段階で資源物をピックアップするなどして資源化を図っています。

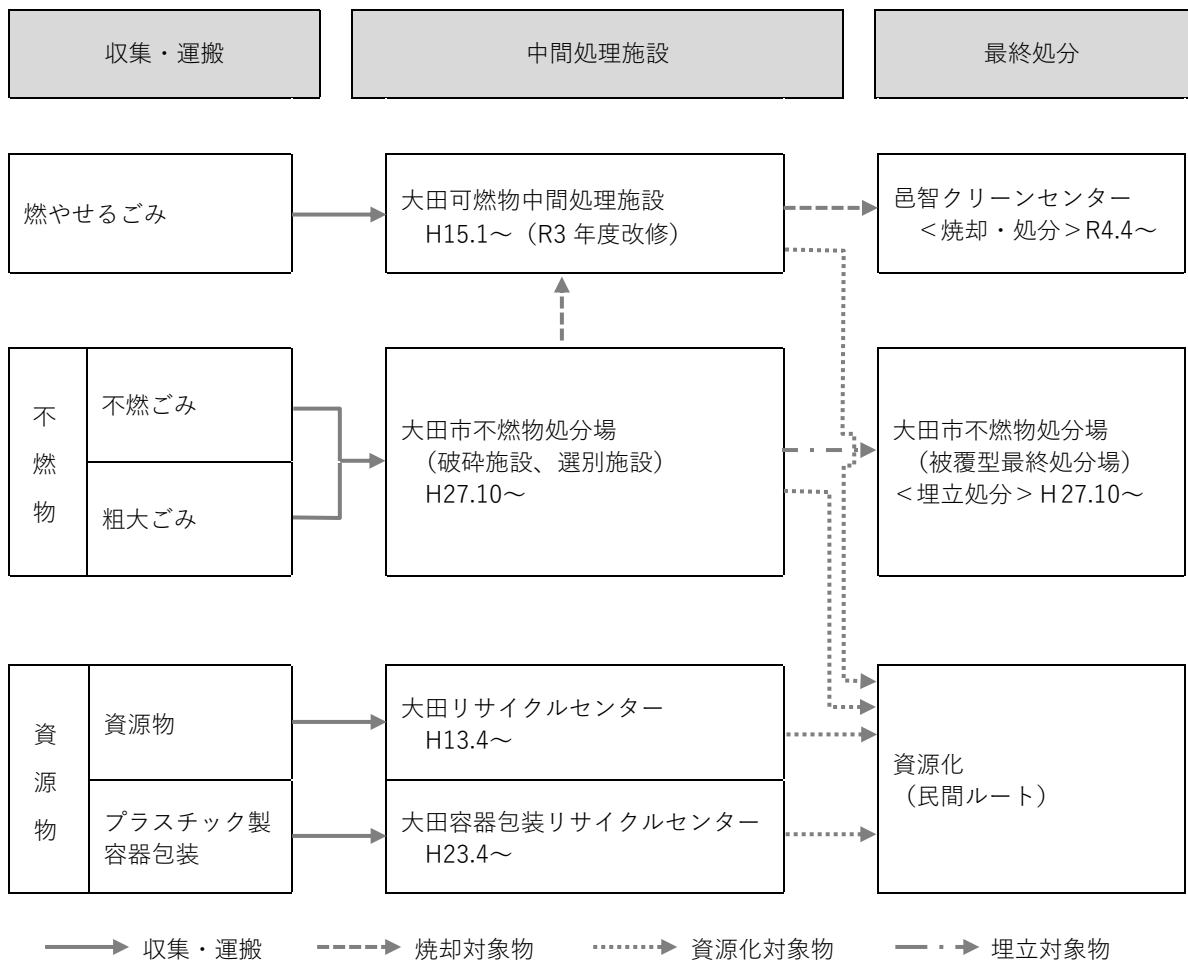
事業系ごみで、家庭系ごみといっしょに収集しているものについては、前述した燃やせるごみに含まれており、個別に把握することは困難です。市内事業所が排出するごみの減量化を考えるうえで、事業系ごみの排出状況を把握することが必要であり、把握するための方策として収集運搬許可業者からの報告を徹底する必要があります。

2-4 中間処理・最終処分

1) ごみ処理の流れ

燃やせるごみについては、令和4年度から大田可燃物中間処理施設で大型塵芥車に積み替えて邑智クリーンセンターに運搬し、そこで焼却処理します。不燃ごみ、粗大ごみは、大田市不燃物処分場で破碎・選別され、不燃残渣を埋め立て処分しています。

資源物は大田リサイクルセンター、大田容器包装リサイクルセンターで選別、圧縮、梱包等の処理をされた後、資源化業者に引き渡されます。



※各施設の年月は供用開始時期

図8 ごみ処理の流れ

2) 当市のごみ処理施設

①ごみ処理施設の位置

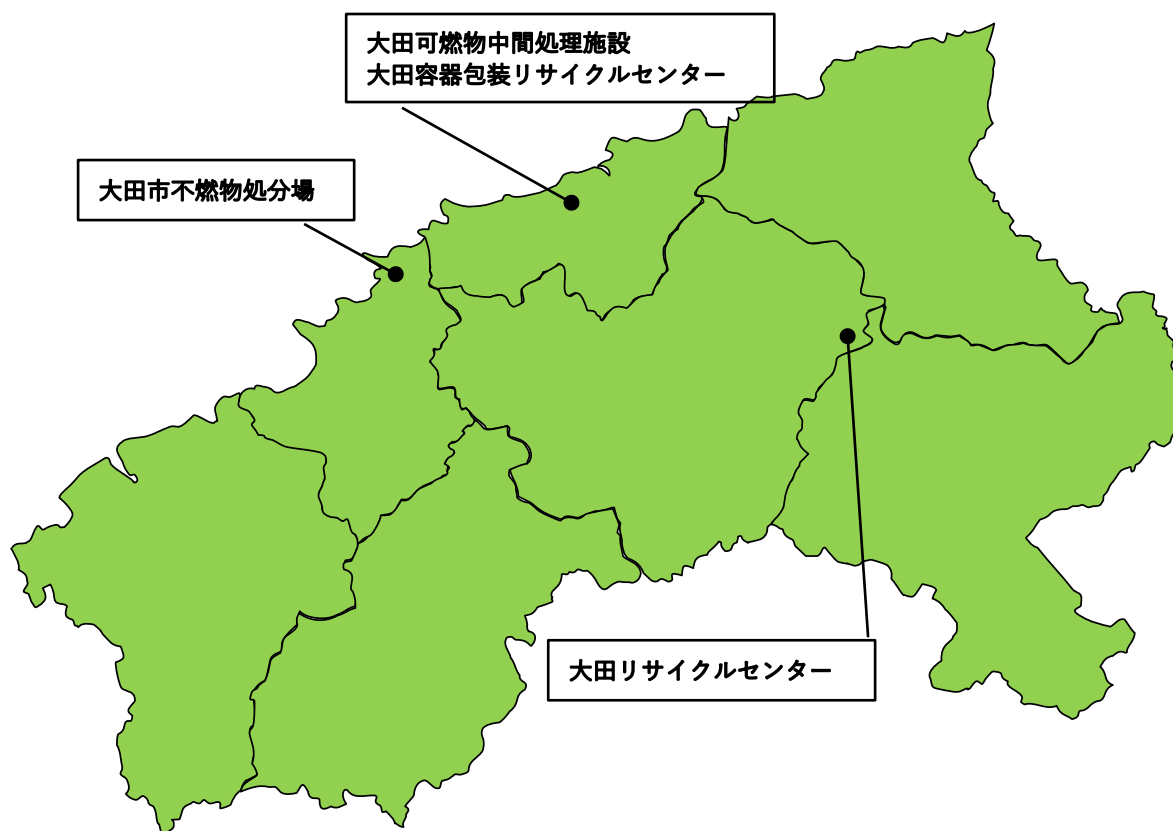


図9 ごみ処理施設の位置

②ごみ処理施設の概要

A. 資源化を行う施設

大田可燃物中間処理施設は、市内から排出される燃やせるごみを集約し、大型塵芥車に積み替えます。また可燃性粗大ごみを破碎・選別のうえ金属類を回収し資源化する施設です。

直接搬入される燃やせるごみは、選別のうえダンボール、新聞雑誌等を資源化します。選別後の燃やせるごみは、令和4年度から新たに稼働する邑智クリーンセンターへ運搬し、焼却処理します。

大田リサイクルセンター、大田容器包装リサイクルセンターは、本市から排出される資源ごみの選別、圧縮、梱包処理を行い、資源化する施設です。

表9 施設の概要

施設名	大田可燃物中間処理施設
所在地	大田市静間町1797番地20
敷地面積	約3,500㎡
供用開始年月	令和4年4月
処理能力	29t/日(5時間)
処理方式	破碎・選別
処理対象物	燃やせるごみ

表10 施設の概要

施設名	大田リサイクルセンター
所在地	大田市大田町野城口38番1
敷地面積	約5,200㎡
供用開始年月	平成13年4月
処理能力	4.9t/日(5時間)
処理方式	選別・圧縮・梱包・貯留
処理対象物	缶・びん・ペットボトル・古紙・古布・廃乾電池・水銀体温計

表11 施設の概要

施設名	大田容器包装リサイクルセンター
所在地	大田市静間町713番地2
敷地面積	約2,800㎡
供用開始年月	平成23年4月
処理能力	2t/日(5時間)
処理方式	破袋・選別・圧縮・梱包・貯留
処理対象物	プラスチック製容器包装

B. 不燃物中間処理施設

不燃物中間処理施設は、不燃ごみ、不燃粗大ごみの破碎・選別処理等を行っている施設です。

表 1 2 施設の概要

施設名	大田市不燃物処分場（破碎施設、選別施設）
所在地	大田市仁摩町宅野 1 1 1 1 番地 1
敷地面積	約 4, 4 0 5 m ²
供用開始年月	平成 2 7 年 1 0 月
処理能力	8 t/日（5 時間）
処理方式	破碎・選別
処理対象物	不燃ごみ、粗大ごみ、漂着ごみ、災害ごみ

C. 最終処分場

本市には旧大田市、温泉津町、仁摩町にそれぞれ最終処分場がありましたが、埋立残容量がなくなったため、大田、仁摩の最終処分場は平成 3 1 年 2 月に閉場しました。また温泉津の最終処分場においてもすでに埋立を終了し、令和 4 年度に閉場する予定です。

一方で平成 2 7 年 1 0 月に大田市不燃物処分場が供用を開始し、不燃物等の破碎・選別後、埋立処分をしています。

表 1 3 施設の概要

施設名	大田市不燃物処分場（被覆型最終処分場）	
所在地	大田市仁摩町宅野 1 1 1 1 番地 1	
埋立容量	5 0, 0 0 0 m ³	
残容量	4 4, 5 6 3 m ³ ※	
処理対象物	破碎不燃ごみ、漂着ごみ、災害ごみ	
供用開始年月	平成 2 7 年 1 0 月	
浸出水 処理施設	処理方式	凝集沈殿処理、砂ろ過処理、滅菌処理
	処理能力	1 0 m ³ /日（場内処理後、大田市公共下水道へ放流）

※ 令和 2 年度末現在の残容量

3) ごみ焼却量

本市の燃やせるごみは、令和4年度から大田可燃物中間処理施設で大型塵芥車に積み替えて邑智クリーンセンターに運搬し、焼却処理を行うこととしていますが、令和3年度までは圧縮梱包のうえ出雲エネルギーセンターに運搬し、焼却処理をしていました。

ごみ焼却量は表14のとおりで、概ね微減で推移しています。

表14 ごみ焼却量

(単位：t)

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
焼却量	7,959	7,983	7,997	7,953	7,777	7,779	7,637	7,634	7,371

(出典：大田市主要施策の成果)

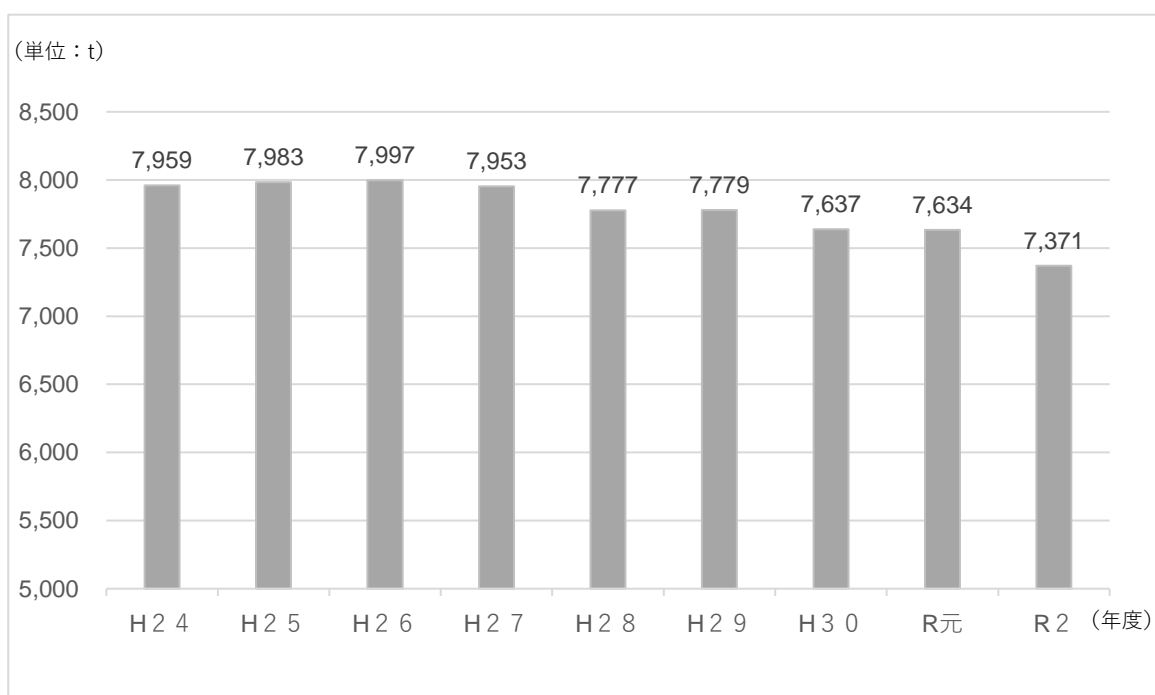


図10 ごみ焼却量の推移

4) 再資源化量

本市では、資源物の分別収集と中間処理（破碎・選別処理等）により再資源化を推進しています。平成24年度からの再資源化量の動向をみると減少傾向にあります。

表15 資源物の再資源化量

(単位：t/年)

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
分別収集	1,319	1,221	1,138	1,187	1,159	1,116	1,060	940	885
中間処理による	329	337	313	310	335	295	361	339	367
合計	1,648	1,558	1,451	1,497	1,494	1,411	1,421	1,279	1,252

出典：大田市主要施策の成果、衛生処理場集計表

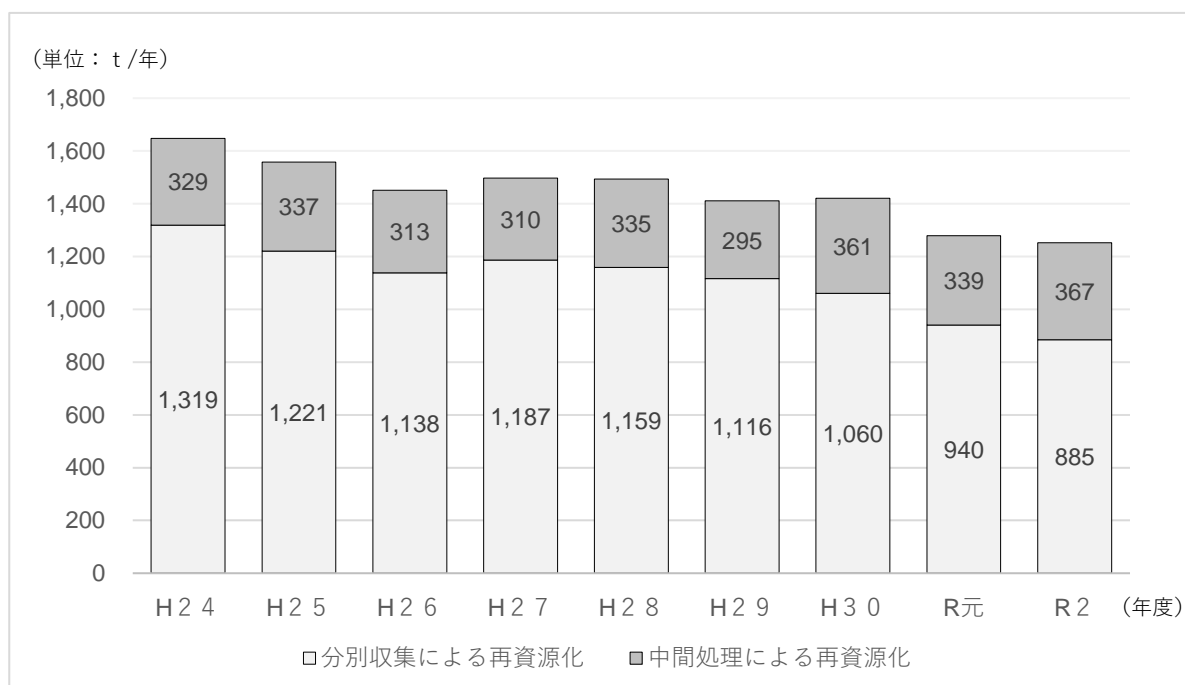


図11 再資源化量の推移

5) 最終処分量

本市の最終処分物は、不燃物中間処理施設から発生する不燃物残渣と焼却施設から発生する焼却残渣です。不燃物残渣は大田市不燃物処分場へ埋め立てしており、火災など災害件数の増減によって大きく変わります。また、これまで出雲市で処分していた燃やせるごみの焼却残渣は、令和4年度から邑智郡総合事務組合に委託し処分することになりますが、焼却施設の炉の形式が異なるため焼却残渣の増加が見込まれます。

表 1 6 最終処分量の推移

(単位：t/年)

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2
不燃物残渣 (埋立量)	842	837	751	417	914	660	803	1,033	887
焼却残渣	713	732	695	666	668	671	669	649	670
合 計	1,555	1,569	1,446	1,083	1,582	1,331	1,472	1,682	1,557

(出典：大田市主要施策の成果、衛生処理場集計表)

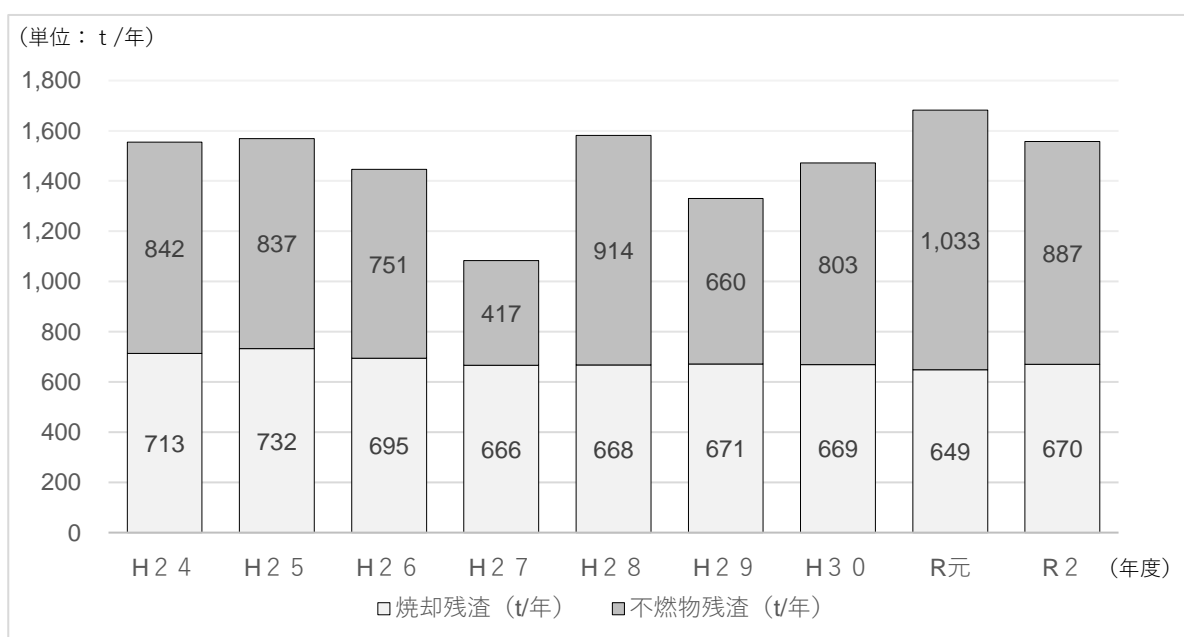


図 1 2 最終処分量の推移

6) ごみ処理量のまとめ

本市のリサイクルの取り組みは、分別収集及びリサイクル施設への持込と中間処理の際に選別による資源回収を行っています。令和元年度のリサイクル量は1,279t、リサイクル率が12.7%となっており、全国の19.6%、島根県の20.8%に比べて低い割合になっています。また、最終処分されるものは焼却残渣と不燃物残渣であり、令和元年度最終処分量は1,682t、最終処分率は16.7%となっていますが、全国の8.9%、島根県の8.8%と比べて割合が多くなっています。

平成24年度のリサイクル量が1,648t、最終処分量が1,555tですので、リサイクル量は減少し、最終処分量は年度ごとの火災件数などの影響で増減しています。

表17 ごみ排出量の推移

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	
当市ごみ排出量 (t)	10,671	10,418	10,286	10,117	10,340	10,046	10,383	10,082	9,624	
リサイクル	うち、リサイクル量 (t/年)	1,648	1,558	1,451	1,497	1,494	1,411	1,421	1,279	1,252
	リサイクル率 (%)	15.4	15.0	14.1	14.8	14.4	14.0	13.7	12.7	13.0
	全国平均 (%)	20.5	20.6	20.6	20.4	20.3	20.2	19.9	19.6	-
	島根県平均 (%)	25.5	25.0	24.2	23.4	22.6	22.3	21.9	20.8	-
最終処分	うち、最終処分量 (t/年)	1,555	1,569	1,446	1,083	1,582	1,331	1,472	1,682	1,557
	最終処分率 (%)	14.6	15.1	14.1	10.7	15.0	13.2	14.2	16.7	16.2
	全国平均 (%)	10.3	10.1	9.7	9.5	9.2	9.0	9.0	8.9	-
	島根県平均 (%)	8.9	8.5	8.5	8.6	8.8	8.4	8.8	8.8	-

(出典：全国・島根県は環境省一般廃棄物処理実態調査。大田市分は主要施策の成果、衛生処理場集計表)

2-5 ごみ処理経費

市民の健康で衛生的な暮らしを守り、排出基準を満たすためには適切なごみの処理が必要となります。また、ごみ処理及びごみ処理施設の維持管理等にかかる費用は、施設の新設や既存施設の大規模改修などにより年度間で大きく増減します。

燃やせるごみの焼却処理は令和4年度から、出雲エネルギーセンターから邑智クリーンセンターに変更し、焼却処分にかかる負担金を支払っていくことになります。あわせて不燃物の処理、リサイクルの推進を図るための施設運営も継続する必要があるため、ごみ処理経費の負担が続いていきます。

表18 ごみ処理経費

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
ごみ処理・維持管理費 (千円)	589,683	595,344	550,662	544,182	611,725	754,228	533,368	827,272
ごみ1t当りの処理経費 (千円/t)	55.3	57.1	53.5	53.8	59.2	75.1	51.4	82.1
ごみ1人当りの年間処理経費 (千円/人)	15.5	15.8	14.9	14.9	17.1	21.4	15.4	24.2

※環境省一般廃棄物処理実態調査の「処理及び維持管理費」をごみ処理経費として計上

(出典：環境省一般廃棄物処理実態調査)

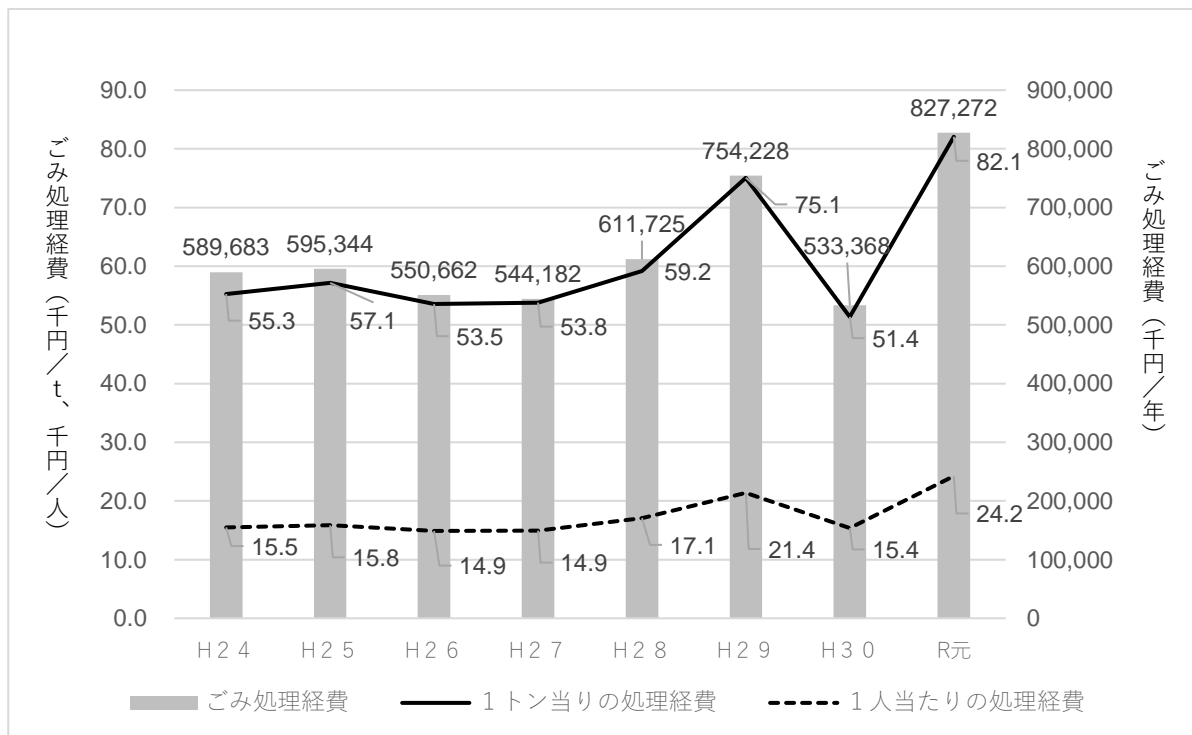


図13 ごみ処理経費

第3章 ごみ処理の目標

第3章 ごみ処理の目標

3-1 基本目標

本計画の上位にあたる「大田市環境基本計画」では、本市の目指す環境像を「歴史輝き 人と自然が共生するまち おおだ」としており、さらに循環型社会の構築に向けた基本目標を「みんなで築く循環型のまち」とし、この基本目標をもとに、大量生産・大量消費・大量廃棄の生活様式を見直し、「もったいない」を合言葉に、ごみの減量化やリサイクルの推進に取り組んできました。

本計画は中間見直しであることから、引き続き基本目標を「みんなで築く循環型のまち」として循環型社会の構築を目指します。

～ 基本目標 ～

「みんなで築く循環型のまち」

3-2 基本方針

本計画は、基本目標達成のための基本方針を定めて取り組んできており、引き続き以下の3点を基本方針とします。

基本方針 1 : 排出抑制の推進

基本方針 2 : 再使用・再生利用の推進

基本方針 3 : ごみの適正処理

3-3 数値目標

本計画の数値目標は、平成24年度の実績に対して計画目標年度である令和10年度のごみ排出量、リサイクル量、最終処分量のそれぞれに目標を設定しており、平成30年度に中間目標を設定しています。

1) ごみ排出量

本計画では、ごみの年間排出量を平成24年度比で、令和10年度に20%以上削減することを目標としています。

また中間目標年度としている平成30年度は、9,621tを目標数値としていましたが、実績は10,383tと目標を達成することができませんでした。これは、平成30年4月に発生した島根県西部地震(大田市東部を震源地とする地震)による災害廃棄物により、特に不燃ごみの排出量が増加したことなどが原因と考えられます。

表19 ごみ排出量の推移

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R10 目標
ごみ総排出量の目標 (t/年)	-	10,455	10,239	10,024	9,890	9,757	9,621	9,489	9,358	8,142
ごみ総排出量実績 (t/年)	10,671	10,418	10,286	10,117	10,340	10,046	10,383	10,082	9,624	-
差引(目標-実績) (t/年)	-	37	△47	△93	△450	△289	△762	△593	△266	-
減少割合 (H24=100)	100.0	97.6	96.4	94.8	96.9	94.1	97.3	94.5	90.2	76.3

(出典：大田市主要施策の成果)

2) リサイクル量

リサイクル目標は、燃やせるごみや不燃ごみに混入している資源物(紙類、缶類、ビン類、ペットボトル、プラスチック製容器包装等)の分別を徹底することにより、リサイクル率※を向上させることとしていました。しかし、平成24年度からのリサイクル率は表20に示すとおり減少してきており、全国的にも同様の傾向がみられます。これは、民間による店頭での回収など行政が把握できていない排出量の影響が考えられます。これらの実態に即して令和10年度の目標設定を見直す必要があり、現状のリサイクル量を維持することとして再設定します。

※ リサイクル率=リサイクル量÷ごみ総排出量

表20 ごみのリサイクル量の推移

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R10 目標
リサイクル率目標(%) 【()内は目標量(t)】	-	-	-	-	-	-	(1,720) 18.0	-	-	(1,252) 15.4
ごみ総排出量実績 (A) (t/年)	10,671	10,418	10,286	10,117	10,340	10,046	10,383	10,082	9,624	-
リサイクル量実績 (B) (t/年)	1,648	1,558	1,451	1,497	1,494	1,411	1,421	1,279	1,252	-
リサイクル率実績 (B/A) (%)	15.4	15.0	14.1	14.8	14.4	14.0	13.7	12.7	13.0	-

(出典：大田市主要施策の成果、衛生処理場集計表)

3) 最終処分量

最終処分目標は、ごみ減量化とリサイクル推進により、平成24年度比で令和10年度25%以上削減を目標とし、平成30年度で1,371t、令和10年度で1,170t以下を目標としています。

しかし平成24年度からの実績は表21のとおりで、特に平成28年度、平成30年度、令和元年度にはそれぞれ6件、7件、7件と多くの火災があり、それによって251t、106t、130tの不燃物残渣を埋立て処分しました。このように火災などの災害件数によって最終処分量に大きく影響します。

また、令和4年度から邑智郡総合事務組合に燃やせるごみの焼却処分等を委託しますが、出雲エネルギーセンターと邑智クリーンセンターでは焼却炉の種類が異なるため、焼却後に発生する焼却灰等の発生割合が増加することが想定されます。

表21 ごみの最終処分量の推移

年度	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R10 目標
目標値 (t/年)	-	-	-	-	-	-	1,371	-	-	1,170
最終処分量実績 (t/年)	1,555	1,569	1,446	1,083	1,582	1,331	1,472	1,682	1,557	-

(出典：大田市主要施策の成果、衛生処理場集計表)

4) 目標の総括

目標値は、「ごみ排出量」、「最終処分量」については引き続き目標達成に努めます。ただし「リサイクル率」については、アパートなど自治会に属さない人の割合の増加や、店頭回収などの影響により減少傾向にあるため、令和2年度のリサイクル量を維持することとして、令和10年度の目標を変更しました。

また、燃やせるごみの焼却に伴い発生する焼却灰等は埋立てにより最終処分しますが、邑智クリーンセンターへの委託先の変更に伴い、焼却灰等の発生量の変化が予想されます。現状では把握が困難なため最終処分量の目標値は現状のままとします。

表22 目標の総括

	平成24年度 (実績)	平成30年度 (実績)	令和10年度 (目標)	備考
ごみ総排出量 (t/年)	10,671	10,383	8,142	平成24年度比で約2,500tを削減しましょう
リサイクル (%) (リサイクル量 (t/年))	15.4 (1,648)	13.7 (1,421)	15.4* (1,252)	平成24年度のリサイクル率を維持しましょう
最終処分量 (t/年)	1,555	1,472	1,170	平成24年度比で約25%を削減しましょう

*令和2年度リサイクル量/令和10年度ごみ総排出量 (1,252 t / 8,142 t ≒ 15.4%)

第4章 ごみ処理基本計画

第4章 ごみ処理基本計画

4-1 計画の体系

本計画は基本目標のもと、基本方針である「排出抑制の推進」「再使用・再生利用の推進」「ごみの適正処理」を施策の柱として各種施策を展開してきました。

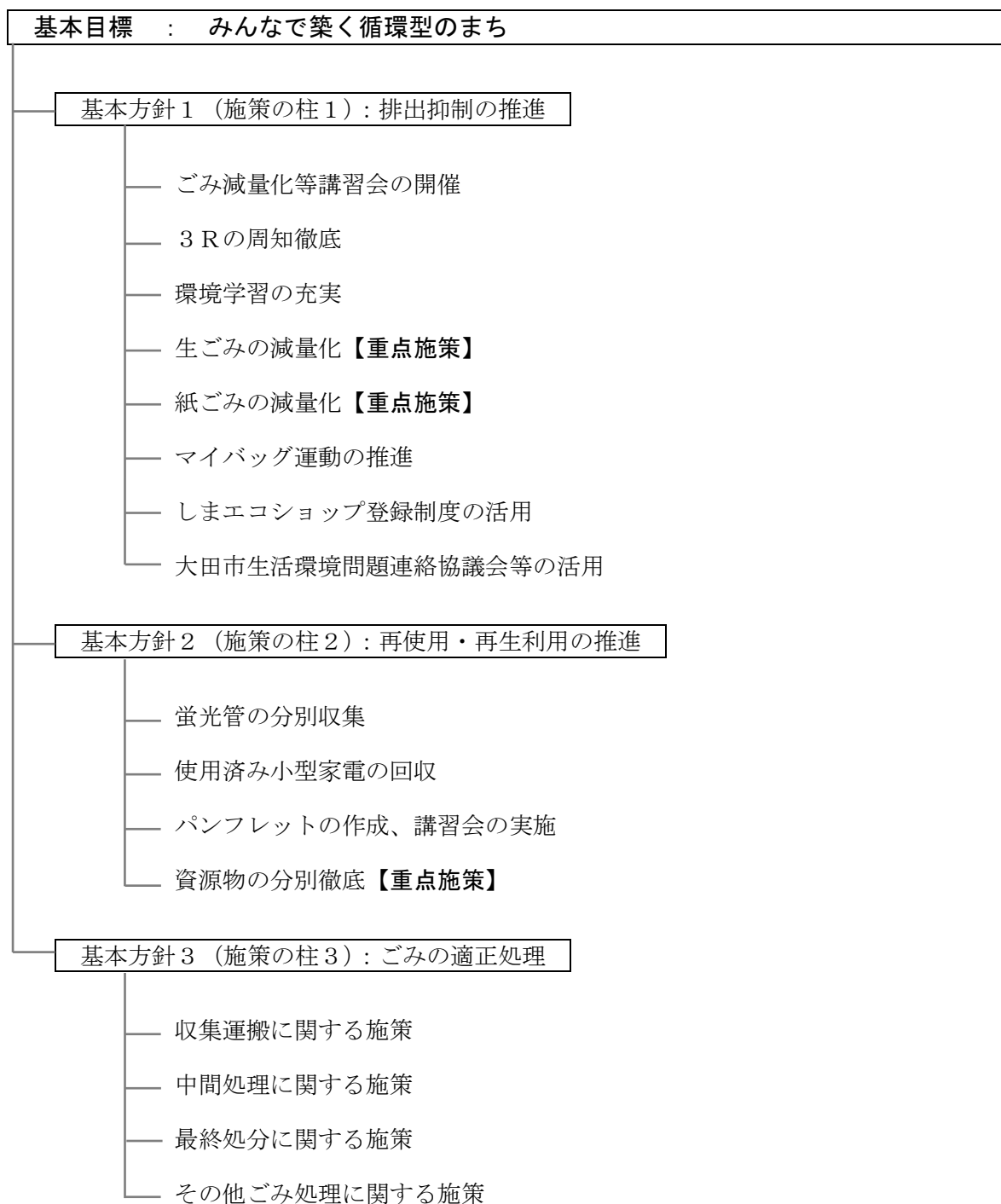


図14 計画の体系

4-2 重点施策

平成25年に家庭から排出される燃やせるごみの組成調査を行ったところ、生ごみが約5割、紙ごみが約3割を占めていました。このため、生ごみ、紙ごみの減量化に向けた取り組みを重点的に実施しており、引き続き生ごみ堆肥化装置等の購入補助や水切りの徹底、紙類のリサイクルなどの啓発を推進します。

一方、近年排出される燃やせるごみの性状は、紙・布類に次いで、プラスチック類などの割合が多くなっていることから、資源物の一層の分別によりごみの減量化を図る必要があります。

1) 重点施策1 生ごみの減量化

① 生ごみ堆肥化装置の普及

生ごみの減量化に向け、生ごみ堆肥化装置（コンポスト）の購入補助を実施してきました。また新たに、生ごみを処理する「キエーロ」の活用映像を作成し、モニターを募集して普及啓発を図るとともに、その制作のための材料購入費用を補助対象とし、普及に向けて取り組みました。

今後も減量化に向けた事業の継続と啓発に努めます。

② 水切り排出の普及啓発

生ごみに含まれる水分をよく切ることでごみの減量化を図るため、「廃棄物減量等推進員」との懇談会や市民への出前講座で水切りの実演をしたり、広報やケーブルテレビ放送を活用したりするなど、水切りの普及・啓発に努めました。

引き続き生ごみの水切りの普及・啓発に努めます。

③ 手つかず食品・食べ残しの防止啓発

生ごみの中でも、特に「手つかず食品・食べ残し」については、大田市生活環境問題連絡協議会でテーマとして取り上げたり、大田市地球温暖化対策地域協議会を通じて食べ残し削減のための「30・10（さんまる・いちまる）運動」を広報したりするなど、その啓発に努めました。また、平成31年3月に閣議決定された「食品ロスの削減の推進に関する法律（以下、「食品ロス削減法」という。）」により、「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が定められたことで、全国的に事業者側でも食品ロス削減へ向けた取り組みが進められています。これまでの取り組みに加え、関係機関と連携していっそうの啓発等に取り組めます。

④ 事業所・地域でのモデル事業の検討

生ごみ処理機「キエーロ」のモニターを募集し、市内10世帯に使用体験をしてもらい、その取り組みを広報するなど、ごみ減量化に向けた啓発に取り組みました。引き続き分別収集ステーションの設置補助を行うとともに外国人住民にもわかりやすいよう外国語での表記や映像を活用した適切な分別、正しいごみの出し方を促していきます。

2) 重点施策2 紙ごみの減量化

① 分別排出の周知徹底

紙類のリサイクルについては、広報や回覧のほか、廃棄物減量等推進員との懇談会などの機会を通じて積極的に周知してきました。また紙袋に「その他紙」を入れ資源物として収集できるよう排出方法の多様化に取り組みました。引き続き紙類のリサイクルについて普及・啓発に努めます。

② 簡易包装・ペーパーレス化の推進

しまエコショップ登録店の周知などを通じて、消費者が環境に優しい店舗を積極的に利用する社会を目指します。また事業所のペーパーレス化について普及啓発に努め、事業系ごみの減量化を目指します。

③ 民間リサイクル業者の活用

市内スーパー等の店頭回収について現状把握に努めるとともに、資源物の排出の問い合わせに対して市内民間事業者を紹介するなど、減量化、再資源化を促すよう努めます。

3) 今後の重点的な取り組み

これまで生ごみ、紙ごみの減量化や、ごみの出し方の外国語による情報提供などに取り組んできました。今後の重点的な取り組みとして、令和2年度のごみの性状調査でそれぞれ排出量のおよそ4割を占め、燃やせるごみとして排出されている「紙・布類」、「ビニール・皮革・ゴム・合成樹脂」について、特にアパート入居者等自治会未加入者が分別排出しやすくなるような減量化施策を検討し、取り組んでいきます。

4-3 排出抑制の推進

1) ごみ減量化等講習会の開催

自治会をはじめとする小規模な組織からの要望に応え、職員を派遣してごみの分別等を説明する出前講座を開催するなど、引き続き対応します。

2) 3Rの周知徹底

3R (Reduce、Reuse、Recycle) について、広報、チラシ、ケーブルテレビなどの媒体を通じて周知を図るとともに、実践を促す映像作成等を検討するなど、行動につながる施策を検討していきます。

3) 環境学習の充実

小学校をはじめとする市内各種団体を対象としたごみ処理施設見学会の受け入れや、大田市地球温暖化対策地域協議会を通じた環境学習の支援に努めます。

4) マイバッグ運動の推進

これまで大田市地球温暖化対策地域協議会を通じてレジ袋の有料化によるマイバッグ運動を推進してきました。令和2年7月から全国一律でレジ袋有料化が始まっており、引き続きマイバッグ運動を推進していきます。

5) しまエコショップ登録制度の活用

島根県では、省エネや省資源の視点で店舗やサービスを選択するなど、消費者が環境にやさしい店舗を積極的に利用する社会づくりを推進するため「しまエコショップ登録制度」を創設しています。このような環境に配慮した取り組みを、消費者へ情報発信します。

6) 大田市生活環境問題連絡協議会等の活用

市内各種団体の代表や市内事業者が会員の「大田市生活環境問題連絡協議会」や「大田市地球温暖化対策地域協議会」、各自治会に配置した廃棄物減量等推進員などと引き続き連携し、ごみの排出抑制を推進します。

4 - 4 再使用・再生利用の推進

1) 蛍光管の分別収集

蛍光管は、ガラス・金属類の再資源化、水銀の適正処理の観点から分別収集の検討を行うこととしていました。しかし、適切な収集方法やその保管場所の確保などの課題があるため、分別収集の実現は困難な状況ですが、引き続き検討を行います。

2) 使用済み小型家電の回収

不燃物として収集、持込されているものの中から小型家電をピックアップし、小型家電のリサイクルを手掛ける業者に引き渡すなどの方法を検討し、「使用済小型家電電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）」に基づいて適正に対応していきます。

3) パンフレットの作成、講習会の実施

資源物の分別の徹底によりリサイクルの推進を図るため、啓発パンフレットを作成・配布したり、大田市地球温暖化対策地域協議会と自治会連合会による環境問題に係る講演会を実施したりするなど、リユース・リサイクルの広報・啓発に努めます。

4) 資源物の分別徹底（重点施策）

資源物の分別、特に自治会未加入者を意識して、広報やケーブルテレビなどの媒体を活用したり、英語、ポルトガル語に翻訳したごみ分別辞典「ごみサク」をホームページに掲載したりするなどの対応をしていますが、まだまだ資源物が燃やせるごみに混在しています。引き続き資源物の分別を推進し、特にプラスチック製容器包装の分別について、重点的に周知を図ります。

また、剪定枝などの木くずについては、一般廃棄物処分業の許可を受けた市内事業者を紹介するなど、リサイクルを推進します。

4 - 5 ごみの適正処理

1) ごみの適正処理に関する施策の体系

ごみの適正処理については、ごみの収集・運搬、中間処理、最終処分に関する施策のほか、災害廃棄物については令和3年3月に策定した「大田市災害廃棄物処理計画」により、適正に処理を行います。あわせて不法投棄や海岸漂着ごみなどについても適正に対応します。

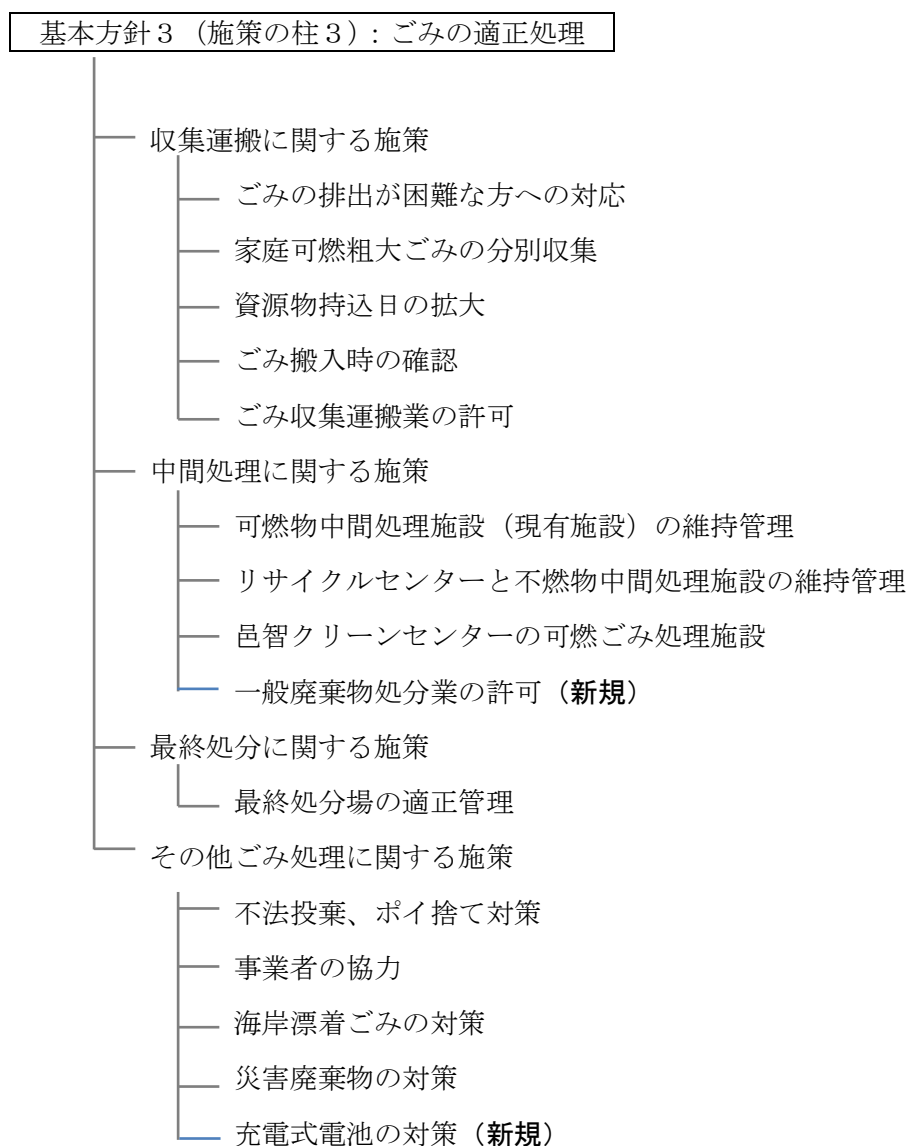


図15 ごみの適正処理に向けて取り組む施策の体系

2) 収集・運搬計画

① 収集・運搬体制

収集対象は本市全域とし、引き続き安全・確実な収集運搬を行います。

現在の収集及び排出方法については、表23のとおりです。正しく排出されていないものについては収集せず、その理由を書いた紙を貼って排出者に改善を促します。

表23 ごみ収集体制

分別区分		収集頻度	形態	収集方式	排出方法
資源物	Aグループ	月1回	委託	集積所	集積所にある指定網袋、コンテナへ分別して排出
	Bグループ	月1回			
	Cグループ	月1回			ひもで縛って排出（その他紙は紙袋にまとめて入れてひもで縛って排出可）
	プラスチック製容器包装	月2回			指定袋に入れて排出
燃やせるごみ		週2回	直営		指定袋に入れて排出
不燃物	不燃ごみ	月2回	委託		指定袋に入れて排出
	粗大ごみ	年2回		家庭不燃粗大ごみ処理券を貼って排出	

② 収集・運搬量

収集・運搬量の実績、目標は表24のとおりです。

表24 ごみ収集・運搬量

(単位:t/年)

分別区分		平成24年度	平成30年度	令和5年度	令和10年度
		実績	(目標) 実績	(目標)	(目標)
資源物	Aグループ	70	(67) 56	(51)	(51)
	Bグループ	219	(227) 194	(168)	(168)
	Cグループ	888	(913) 694	(555)	(555)
	プラスチック製容器包装	120	(193) 92	(93)	(93)
	小計	1,297	(1,400) 1,036	(867)	(867)
燃やせるごみ		5,634	(4,677) 5,466	(4,080)	(3,537)
不燃ごみ (粗大ごみを含む)		631	(503) 493	(422)	(348)
合計		7,562	(6,580) 6,995	(5,369)	(4,752)

※資源物の令和5年度と令和10年度の目標は、今回の改訂で数値を見直している

③ 収集・運搬に関する施策

収集運搬に関しては、次に示す施策について引き続き取り組みます。

A. ごみの排出が困難な方への対応

ごみを集積所まで持ち出すことが困難な高齢者等について、関係部署と事例等を収集し、その対応について協議を行いました。地域の助け合いで対応できている例のほか、ゴミ出しだけが困難ではなく、他の福祉サービスと複合的に対応されているものがあり、今後情報共有を密にして、事例ごとに検討していくこととしています。

B. 家庭可燃粗大ごみの分別収集

燃やせるごみは、令和4年度から大型塵芥車に積み替えて邑智クリーンセンターに運搬する方式が変わるため、大田可燃物中間処理施設の圧縮梱包処理設備を撤去して新たに大型塵芥車への積替え設備と破碎選別設備を設置しました。これにより従来50cm四方の大きさに解体したり切ったりして持ち込むなどの受け入れ制限をしていましたが、ある程度の大きさでも解体せずに受け入れることが可能となり、併せて磁力選別機により金属類の選別も可能となりました。現在行っている家庭不燃粗大ごみの収集にあわせ、家庭可燃粗大ごみの収集について検討します。

C. 資源物持込日の拡大

自治会未加入者の資源物排出先の拡大に向けて、店頭での回収場所が少ないペットボトルについて、みしまや大田長久店の協力により、試験的に収集ボックスを設置しました。また、平成21年度から始めた大田リサイクルセンターへの資源物の直接搬入については、持込日の拡大等について引き続き検討します。

D. ごみ搬入時の確認

本市のごみ処理・処分施設に直接持ち込まれるごみについて、処理不適物の混入を防止するため適宜確認します。

E. ごみ収集運搬業の許可

一般廃棄物収集運搬業の許可は、現状のごみ排出量から考えて、これまで同様十分充足されており、新たな許可は必要ないと考えています。そのため特に市外業者については、新たに許可を行わないものとします。

3) 中間処理計画

① 中間処理の方法及びその量

本市から排出されるごみは、下記のとおり中間処理のうえ適正に処分します。

中間処理の方法は表 2 5、中間処理量の見込み等は表 2 6 のとおりです。

表 2 5 中間処理の方法

分別区分		中間処理の方法
資源物	Aグループ	大田リサイクルセンターにて選別・資源化
	Bグループ	大田リサイクルセンターにて選別・資源化
	Cグループ	大田リサイクルセンターにて保管・資源化
	プラスチック製容器包装	大田容器包装リサイクルセンターにて選別・資源化
燃やせるごみ		大田可燃物中間処理施設で破碎選別処理（一部資源化）後、邑智クリーンセンターへ運搬、焼却
不燃ごみ		大田市不燃物処分場で破碎選別、一部資源化

表 2 6 中間処理量の見込み

(単位：t/年)

中間処理		平成 2 4 年度	平成 3 0 年度	令和 5 年度	令和 1 0 年度
		実績	(見込み) 実績	(見込み)	(見込み)
資源化量	Aグループ	71	(68) 58	(53)	(53)
	Bグループ	223	(232) 213	(171)	(171)
	Cグループ	904	(932) 694	(567)	(567)
	プラスチック製 容器包装	121	(194) 95	(94)	(94)
	施設内選別分	329	(294) 361	(367)	(367)
	小計	1,648	(1,720) 1,421	(1,252)	(1,252)
焼却 対象量	収集・直接搬入	8,006	(6,977) 7,763	(6,321)	(5,720)
不燃物 中間処理 対象量	収集・直接搬入	1,346	(1,218) 1,560	(1,137)	(1,063)

※資源化量の令和 5 年度と令和 1 0 年度見込みは、今回の改訂で数値を見直している

② 中間処理に関する施策

中間処理に関しては、次の施策を実施します。

A. 大田可燃物中間処理施設の維持管理

大田可燃物中間処理施設は、令和4年度から燃やせるごみを邑智クリーンセンターに運搬することに伴って令和3年度に破碎・圧縮梱包処理設備から大型塵芥車への積替え設備に改修を行い、新たに破碎選別設備も導入しました。引き続き施設の適正な維持管理に努めます。

B. リサイクルセンターと大田市不燃物処分場（破碎・選別施設）の維持管理

大田リサイクルセンター、大田容器包装リサイクルセンター、大田市不燃物処分場（破碎・選別施設）の適正な維持管理を行います。

C. 邑智クリーンセンターの新可燃ごみ処理施設の運営委託

燃やせるごみについては邑智郡総合事務組合にその処理を委託し、新たに共同で焼却施設を建設しました。令和4年度から市内の燃やせるごみを大型塵芥車で邑智クリーンセンターへ運搬し、焼却処理を行います。



邑智クリーンセンターの新可燃ごみ処理施設イメージ

D. 一般廃棄物処分業の許可（新規）

一般廃棄物の処分業については、木くずのリサイクルを行う市内事業者に対し許可をしています。引き続きリサイクル推進の視点で処分業の許可を検討して行きます。

4) 最終処分計画

① 最終処分の方法及びその量

最終処分の対象物は、不燃物中間処理施設から排出される不燃残渣や燃やせるごみを焼却処分した後の残渣になります。不燃残渣については、本市の最終処分場で適切に埋立処分し、焼却残渣は邑智郡総合事務組合に委託して埋立処分します。

最終処分量の見込みは表 2 8 のとおりです。

表 2 7 最終処分の方法

分別区分		最終処分の方法
資源物	A グループ	処理残渣は大田市不燃物処分場で破砕処理後、資源化及び埋立処分
	B グループ	処理残渣は大田可燃物中間処理施設で処理及び大田市不燃物処分場で埋立処分
	C グループ	処理残渣は大田可燃物中間処理施設で処理
	プラスチック製容器包装	処理残渣は大田可燃物中間処理施設で処理及び大田市不燃物処分場で埋立処分、大田リサイクルセンターで資源化処理
燃やせるごみ		焼却残渣（令和 4 年度以降、邑智郡総合事務組合に委託し処分）
不燃物	不燃ごみ	選別後の可燃残渣は大田可燃物中間処理施設で処理
	粗大ごみ	破砕選別処理後の可燃残渣は大田可燃物中間処理施設で処理

表 2 8 最終処分量の見込み

(単位：t/年)

最終処分	平成 2 4 年度	平成 3 0 年度	令和 5 年度	令和 1 0 年度
	実績	(見込み) 実績	(見込み)	(見込み)
埋立量	842	(769) 803	(721)	(677)
可燃ごみ処理施設で発生する 焼却残渣（熔融スラグ、飛灰など）	713	(602) 669	(545)	(493)
小 計	1,555	(1,371) 1,472	(1,266)	(1,170)

② 最終処分に関する施策

A. 最終処分場の適正管理

平成27年10月より供用開始した大田市不燃物処分場は埋立期間を15年で計画し、建設されました。しかし海岸漂着ごみの発泡スチロールなどの減容化や施設内分別による資源化で埋立物の減量化を図っており、受け入れ状況は想定埋立量を下回っている状況です。引き続き減量化に努めます。

表29 大田市不燃物処分場の受け入れ状況

(単位：t/年)

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
搬入量	157	528	560	654	886	887

(出典：衛生処理場資料)



大田市不燃物処分場

5) その他ごみ処理に関する施策

その他ごみの処理に関しては、次のとおり実施します。

A. 不法投棄、ポイ捨て対策

不法投棄などの対応については、警察や保健所などと協力しながら監視カメラの設置、不法投棄パトロールの実施、看板設置などを行ってきました。引き続き関係機関と連携しながら対応します。

B. 事業者の協力

事業系ごみの排出抑制やリサイクルを推進するためには、事業者の協力が不可欠であることから、収集運搬許可業者に実績報告を求めるなど排出状況の把握に努めます。

また、資源回収の積極的な協力につながったり排出量の減少につながったりするような情報の提供に努めます。

C. 海岸漂着ごみの対策

海岸に漂着したごみについては、国、県に対し適正な処理対策を講じるよう引き続き要望していきます。

また、地域住民やボランティア団体が行う海岸漂着ごみの清掃活動に対しては、プラスチックや空缶、空瓶など人工物の運搬・処分等について引き続き支援を行っていきます。

D. 災害廃棄物の対策

令和3年3月に策定した「大田市災害廃棄物処理計画」に基づいて、平時の対応から災害時の対応、発生する廃棄物の処理を行うとともに、国、県、他市町村をはじめとする関係機関との連携を図ります。

E. 充電式電池の対策（新規）

リチウムイオン電池などの充電式電池が急速に普及し、廃棄される際、それが原因と思われる発火事象が全国各地の収集運搬の場面や廃棄物処理施設で発生しています。市では令和2年度から従来の乾電池等に加え、充電式電池を資源物Aグループとして回収をはじめました。また、市役所本庁舎と各支所の玄関ロビーで、充電式電池が取り出せないモバイルバッテリーや電子タバコ、電動歯ブラシ、電気シェーバーの4品目を回収しています。

第5章 計画の進行管理

第5章 計画の進行管理

5-1 計画の推進体制

本計画の目標を達成するには、市民、事業者、行政が協働で取り組む必要があります。これまで大田市生活環境問題連絡協議会や廃棄物減量等推進員など市民、事業者と一緒にごみの減量化に向けて協議し、取り組んできました。また可燃ごみの処理について、平成26年度に設置した「大田市次期可燃ごみ処理システム検討委員会」で検討し、邑智郡総合事務組合に事務委託するなど、適正処理に向けて取り組んできました。

今後、ごみの「排出抑制」、「リサイクルの推進」、「適正処理」に向けて市民、事業者、行政が一体となった取り組みをいっそう推進する必要があります。

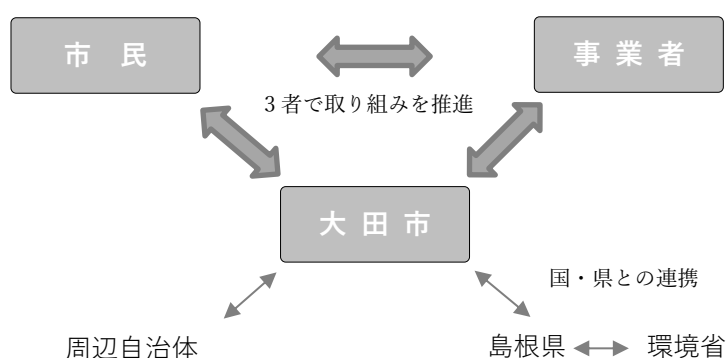


図16 計画推進体制

5-2 計画の進行管理

本計画を着実に実施していくためには、各種施策の取り組み状況や目標の達成状況などをチェック・評価し、状況に応じた対応をしていく必要があります。

そのため、PDCAサイクルにより、継続的に管理を行います。

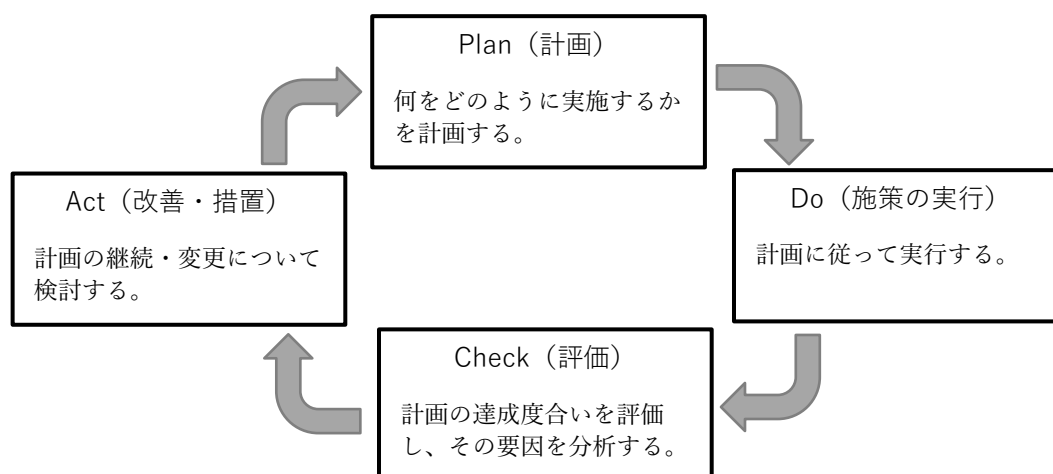


図17 計画進行管理

大田市一般廃棄物処理基本計画（環境生活部環境政策課）

〒694-0064 島根県大田市大田町大田口 1111 番地 TEL(0854)82-1600(代)

令和4年3月 改訂